

三菱みらい育成財団2025年度採択事業

こども食堂・学校 架け橋プロジェクト 「こども食堂を通じた地域探究学習」プログラム 委託事業 仕様書

1、業務概要

(1)事業目的

「こども食堂を通じた地域探究学習プログラム」は、こども食堂でのボランティア体験や運営者との対話といった探究活動を通して、学生（主に中高生）が地域課題を知り、自分ごととして捉え、解決に向けて主体的に行動する力を育むことを目的に、各地のこども食堂、こども食堂地域ネットワーク団体、むすびえが協働で実施するプログラムです。

取組みを通し、学生がこども食堂への理解を深め、人とのつながりがもたらす豊かさや誰かのためになっている自己有用感、社会の一員としての意識を育むことに加え、各地のこども食堂と学校との連携強化を図り、「こどもまんなか」の持続可能な地域づくりへの貢献を目指します。

(2)委託期間

契約締結日から2026年3月31日まで

(3)本業務における対象者(受託者)

都道府県域、市区町村域、圏域（複数の市区町村にまたがる広域圏）を活動範囲として、その域内にあるすべてのこども食堂に対して公平・中立に支援を行うことを原則として活動している地域ネットワーク団体

※日本国内に本拠地ならびに活動拠点を置くこと。

※地域ネットワーク団体の設立からの年数は問いません。

※以下に該当する方は対象外とさせていただきます。

・地域ネットワーク団体ではない、一箇所のこども食堂による単体での申請

・その他、むすびえが定める倫理規定に反する団体

詳しくは個別相談にてお問い合わせください。

(4)業務内容

当該地域における「こども食堂を通じた地域探究学習プログラム」の実施

（こども食堂についての講義・映像視聴、こども食堂でのボランティア体験、運営者や参加者との対話、校内等でのこども食堂実施といった探究活動を通して、学生が地域課題を知り、自分ごととして捉え、解決に向けて主体的に行動する力を育む、心のエンジンを駆動させるような活動）

※学生が単独で参加するものではなく、学校や教育委員会などとの取組の一環として実施するものが対象です。

①プログラム実施に向けたコーディネート、地域事情に応じたプログラムのローカライズ

地域の実情に即し、目的達成にむけたプログラム企画を、必要に応じて協働先（こども食堂、学校、教育委員会など）やむすびえと協議のうえ計画して実施してください。

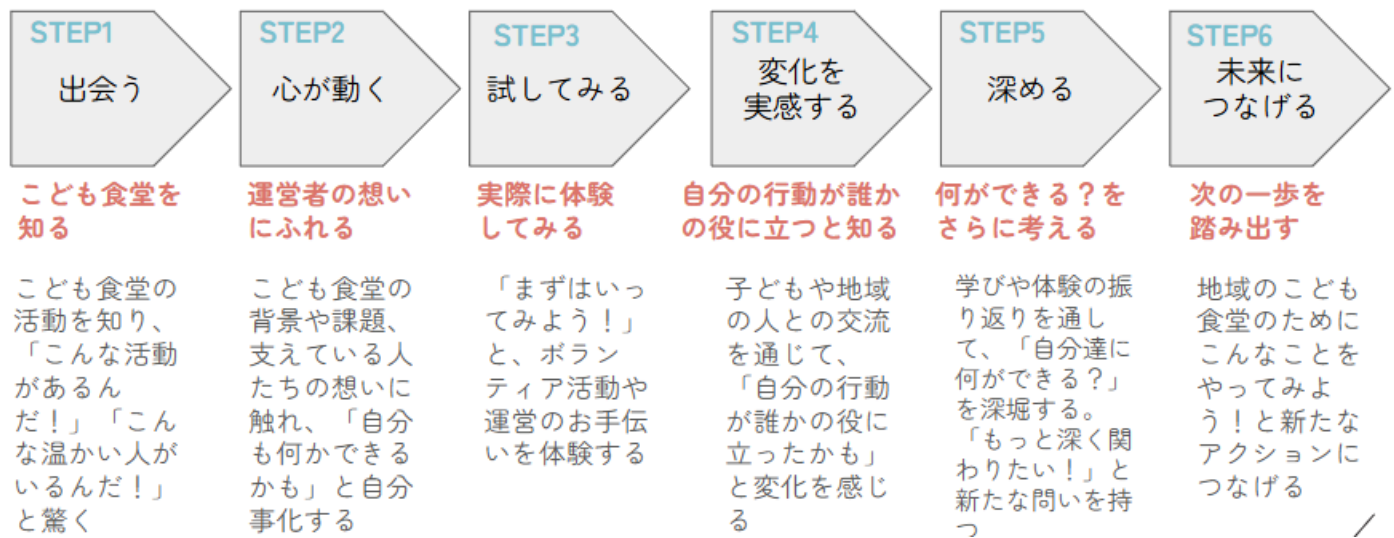
a)実施日時について

協働先のこども食堂や学校、教育委員会など関係団体との協議の上、決定すること。

・目的達成のため適切であれば、回数や頻度については問いません。

b)内容について

事業目的の達成につながる内容であること。以下のステップ等も参考にしてください。



- ・対面での開催、オンラインでの開催など、実施形態については指定しません。
- ・プログラム運営ガイド、講義用投影スライド、動画、ワークシート、ワークショップツール等プログラム運営に活用いただけるツール類はむすびえからも提供いたしますが、独自のものを活用いただくことも可能です。（詳細は別途お知らせします）

②当該地域でのこども食堂と学校のマッチング、連携支援

プログラムへ協力してくれるこども食堂及び学校の募集とマッチングおよびこども食堂と学校の連携支援

- ・こども食堂数や学校数については問いません。

③アンケートの実施・取りまとめ（前後評価）

プログラムへ参加した学生、学校教員、こども食堂等関係者へのアンケート実施とその取りまとめ（アンケート内容骨子はむすびえが用意します。詳細は別途お知らせします）

④実施報告書の提出

本委託業務完了時に、むすびえが指定する様式に基づき、業務内容全体の実施概要、活動の成果、今後に対する展望について記載した実施報告書を提出すること。（提出期限：2026年3月20日ごろ）

⑤成果報告

実施内容の成果について把握を行うとともに2026年5-6月ごろにむすびえが主催する報告会（日程は後日相談）にて報告を行うこと。

(5)見積限度額

最大40万円／1委託先

※ただし、他の助成金や補助金などと使途が重複していない費用に限ります。

※消費税及び地方消費税、本業務の実施に必要な一切の費用を含むものとします。

2、採択後のスケジュール

2025年9月初ごろ	審査結果通知
2025年9月上旬	選定団体との個別契約の締結
2025年9月～2026年3月	事業実施
2026年3月20日ごろ	報告書提出
2026年5-6月ごろ(予定)	本事業の報告会へ参加

3、留意事項

- ①実施体制・受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- ・本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
 - ・実施責任者は、むすびえ担当者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じてむすびえ担当者との堅密な連携、調整を図ること。
- ②委託費の執行について
- ・委託料には、委託事業の実施にかかる一切の費用を含むものとします。
 - ・委託料は本事業にのみ使用するものとします。
 - ・本委託業務を実施するにあたり、受託者は業務の一部を外部へ再委託することができるものとします。ただし、企画提案書へ再委託内容ならびに再委託先を、見積書へ再委託に係る必要費用について明記してください。
 - ・本委託業務の一部を外部へ再委託する場合、事業開始後再委託の契約を行ったのち、再委託の契約書について速やかにむすびえへ提出してください。
 - ・委託料の用途を変更する必要があるときは、速やかにすみやかにむすびえへ相談してください。
 - ・本事業を通じて受託者が取得した備品(10万円以上)のその後の活用について、委託期間の終了後10年間、むすびえからその用途について確認の連絡をする場合があります。
- ③個人情報ならびに機密情報の取り扱い本委託業務の実施にあたっては、むすびえが定める「[個人情報保護方針](#)」に即し、個人情報の取り扱いに十分注意してください。また、本事業の委託を通じて知りえた機密情報については、取り扱いに十分留意してください。
- ④著作権など・本業務の実施により生じた著作物に関する扱いは、著作権法に準ずるものとします。
- ・むすびえによる本事業の成果物の二次利用並びに研究・普及のための利用に関しては、利用範囲などについて別途受託者との間で協議を行い、了解を得たうえで使用することができるものとします。
- ⑤その他・委託業務の実施にあたっては、むすびえと十分協議を行いながら進めること。
- ・むすびえが必要と認めるときは、事業の進捗状況について報告してください。
 - ・本仕様書に定めがない事項及び仕様について生じた疑義については、むすびえと受託者で協議のうえ、決定するものとします。
 - ・受託者は、この契約に基づく業務を処理するために、むすびえから提供された資料など及びむすびえに引き渡す資料などの漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底するとともに、むすびえの承諾なく複写や複製はできません。また、業務履行後は、むすびえから提供された資料などを速やかに返還するものとし、電子情報にあっては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。

【お問い合わせ先】

本件に関するお問い合わせは、以下までメールにてお寄せください。

むすびえ学校連携担当 (school@musubie.org)